

センター からの



岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

TEL 086 (226) 1019 (2011.5月発行)

Contents

- 突然自宅を訪れる貴金属等の買い取りにご注意
- 消費生活講座
- 平成22年度消費生活相談の概要
- 扇風機による火災事故の防止について
- 消費生活相談事例
「震災に便乗した勧誘やメールに注意」
- ビデオ・DVDライブラリー

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活相談窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

突然自宅を訪れる貴金属等の買い取りにご注意

—いったん業者の手に渡ったら取り返せない—

消費者の自宅を訪問し、強引に金やプラチナなどの貴金属を買い取るセールスの相談が起っています。「不意打ち的に勧誘され、わけがわからないうちに買い取られた」とか「突然来訪され、怖いので言われるままに自宅にあった貴金属等を業者に渡してしまった」というケースが目立ちます。最近では、「義援金にする」「医療機器になる」などと親切心につけ込むケースも出てきました。貴金属の相場を無視して安値で買い取る業者もあります。また、業者と連絡が取れないことが多く、連絡が取れたとしても「処分して手元にない」と言われるなど、いったん業者に貴金属を渡してしまうと、売った貴金属を取り戻せないことがほとんどです。

被害に合わないために

まずは、怪しいと思ったら、対応せず、絶対に、中に入れないことです。

- ◇買い取ってもらおうつもりがないなら毅然と断ること
- ◇決して一人で業者に対応しないこと
- ◇相手がどのような業者か確認すること
- ◇買い取り条件などが明記された書面をもらうこと
- ◇業者が強引に家の中に入ろうとしたり、怖い思いをしたら警察に連絡すること



*詳しくは、国民生活センターのホームページをご覧ください

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101221_2.html

消費生活講座

「医療保険と介護保険」

(財)生命保険文化センター 加藤 登美夫

平成23年
7月15日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター 研修室

参加希望の方は、岡山県消費生活センター TEL.086-226-1019 FAX.086-227-3715 に。
定員 70 名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承下さい。